

NPO法人セブン・ジェネレーションズ会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、NPO法人セブン・ジェネレーションズ（以下「当法人」という）と、NPO法人セブン・ジェネレーションズの会員（以下「会員」という）との関係に適用する。会員は入会の申込を行った時点で、本規約を承認したこととなる。

第1章 総則

（会員規約の適用）

第1条 本規約は、当法人の定款で定められていない規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。

（会員規約の変更・追加）

第2条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することができる。

第2章 会員の種別

（会員の種別）

第3条 当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であり、それぞれ総会にて平等な一票の議決権を持つ。

（2）賛同会員

この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体であり、総会での議決権を持たない。

第3章 入会

（入会申込）

第4条 入会の申込をする者は、第7条で定める会費を払込み、当法人が別に定める所定の書式をもって当法人に提出することとする。ただし、当法人が認める場合においては電磁的方法によって提出することができる。

(入会申込の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
 - (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
- 2 会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

(会費)

第7条 会費の金額を以下のとおりとし、正会員は1口、賛同会員は1口以上を払込むものとする。

(1) 正会員

個人 1口 年額12000円 (月額1000円)

団体 1口 年額36000円 (月額3000円)

(2) 賛同会員

個人 1口 年額 6000円 (月額500円)

団体 1口 年額18000円 (月額1500円)

2 この会費は当法人が定める方法によって、一事業年度ごと、もしくは複数事業年度ごとにまとめて払込むことができる。

(拠出金品の不返還)

第8条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 会員資格の継続

(会員資格の継続)

第9条 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人は書面又は電磁的方法により、継続

のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、毎事業年度開始後2ヶ月以内に、当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。なお、2ヶ月を超えて入金されない場合は当法人の判断で通知の上、退会の扱いとすることができる。

(休会)

第10条 会員は毎事業年度開始後2ヶ月以内に、当法人の定める方法により休会の申し出をすることができる。

2 休会中の会員は会費の払込を要しない。

3 休会中の正会員の第3条1項における総会の議決権は停止し、総会の定足数には含まない。

4 休会中の会員が第3条2項における事業又は活動への参加をする場合の参加費等の取り扱いは会員でない者と同等とする。ただし、会報、事業報告等の情報の提供は当法人の判断による。

5 休会の申し出は続けて2年を限度とする。

第5章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第11条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2 前項に規定する変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第6章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第13条 会員は、書面又は電磁的方法をもって当法人に申し出るにより、任意に退会

することができる。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第15条 第12条、第13条、第14条に定める事由またはその他の事由により会員資格が停止した場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第17条 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は、プ

ライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
- (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

第10章 損害賠償

(損害賠償)

第18条 会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第19条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

第11章 残存条項

(残存条項)

第20条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第15条、第17条、第18条、第19条および本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則)

- 1 本規約は2016年1月1日より実施する。